

【令和4年度（2022年度）事業計画書】

社会福祉法人 姫路潮会

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、利用者、職員の安全・安心を優先させて事業を行っていきます。

将来を見据えた法人経営を確立させるため、人材確保に重点を置きます。国の掲げている福祉職員の処遇改善において、処遇改善手当等により十分な給与改善、雇用環境改善を行っていきます。正規職員、非正規職員問わず、福利厚生の実施を図り、ワーク・ライフ・バランスへの配慮も行い、昨今問題となっている、パワハラ、セクハラのない働きやすい職場を継続させていき、長期労働に結びつく環境作りを取組ます。各担当者を配置し、相談しやすい環境を継続させます。

職員の資質向上となるよう人材育成においても、例年に引き続き取組を行います。研修計画を基に、オンライン研修を積極的に活用しながら、職員が必要とする知識、スキルに応じたものを実施し、キャリアアップできるよう支援していきます。定期的な個別面談も継続させ、コミュニケーションを図り、個人に沿った目標設定をし、モチベーションアップも図ります。福祉業界の人材不足問題に関しても、他業種からの雇用の受入れを積極的にできるように、中間管理職の育成にも力を入れ、新しい人材の増加となるように繋げていきます。

また、今後ますます現実問題として取組が必要とされている、利用者、家族、親権者の高齢化問題に直面している今、各事業所がそれぞれ、行政等にも相談をし、地域とも連携しながら、高齢化問題、親亡き後の課題について取組を行っていきます。

人件費、物価上昇等も考慮し、定期的な経営分析、収支状況の見極めを行っていき、建物設備の老朽化、新型コロナ感染症対策、災害対策、人材不足等の課題が多数ありますが、各事業所の定員増、そして将来の新規事業も視野に入れ、法人全体で取組んでいきます。

1. 理念

「一人ひとりを大切にともに生きる」に基づき令和4年度（2022年度）事業を執行する。

2. 基本方針

- ・法令遵守を基本とした法人経営を行う
- ・利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供する
- ・日常生活、社会生活の支援が、共生社会の実現に繋がり、利用者、地域住民から評価される質の高いサービスを提供する
- ・各種制度の意思、方向性を見極め、中長期的視野に立った安定した経営の構築
- ・福祉人材の育成、確保に向け、職員の専門性向上、たゆまぬ研鑽を育む環境づくりに努める。
- ・第三者評価、情報公表、苦情解決等を通じた透明性確保の対応
- ・新たな福祉事業の推進と、利用者、地域の福祉ニーズに沿った積極的な取り組みをする
- ・効率的な運営による安定経営体制の構築

3. 理事会・評議員会の開催

評議員会は、定款等の重要事項を決定する。

理事会は業務執行の決定を行う。

- (1) 理事会・・・令和4年6月、令和5年3月
- (2) 評議員会・・・令和4年6月

ただし、必要がある場合はその都度開催する。

4. 事業運営

●第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業

- ①ぬかちゃん網干作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）の運営
- ②ぬかちゃん手柄作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）の運営
- ③ケアホームきらめ樹・かがや樹（共同生活援助）の運営

●収益事業（社会福祉法第26条規定）

太陽光発電売電事業（ケアホームきらめ樹・かがや樹の屋上）

5. 重点取組内容

(1) 経営組織の強化

①評議員会・理事会の開催と運営

理事長により職務の執行状況を理事会に報告

- 事業活動状況、行政等への届出、予算について等
- ②監事による理事の職務執行及び計算書類等の監査
 - ③利用者の高齢化への対応策の検討
 - ④建物修繕、設備の老朽化対応
 - ⑤事業継続計画（BCP）の啓発検証

（2）法人としての理念／基本方針の周知、規程等の遵守

- ①理念、基本方針を全職員に周知徹底
会議、研修等の場を活用して実施
- ②関係法令及び定款の遵守
改正社会福祉法の適正運用

（3）利用者への支援

- ①利用者の権利擁護、成年後見制度のPR
虐待防止及び身体拘束防止等、更なる推進が義務化されることを踏まえ、委員会を開催し、虐待未然防止、身体拘束等の適正化を図る。これらを全職員に研修し、周知徹底させる。
- ②各種行事の充実
- ③防災、防犯訓練の実施
- ④家族会を通じてコミュニケーションを充実
- ⑤個別支援計画の策定と承認の徹底
- ⑥環境整備の充実
- ⑦個々に沿った健康管理
- ⑧余暇活動・体力維持対策の充実
(近隣施設、各々の施設内を有効活用して定期的を実施し、体を動かす機会の慣習化を継続させる)
- ⑨クラブ活動の充実化（希望に沿った活動を増やし充実化を図る）
- ⑩感染症対策の強化（特に新型コロナウイルスに関する予防対策の徹底、感染症対策として必要な衛生用品等の十分な確保に努める）

（4）生産活動の充実

- ①事業所独自で安定して行うことができる新規作業開拓
- ②各々の事業所での作業確保ができるような体制作り
- ③補助金等を活用しながら、設備面の充実を行う
- ④工賃規程に沿った適正な工賃支給の継続
- ⑤取引業者への積極的な依頼の継続

(5) 施設・設備の改善

- ①通信設備の整備<全事業所>
- ②防犯対策の充実<全事業所>
- ③床面、壁面、階段、窓設備の修繕<網干>
- ④全面的な LED 照明化の推進<網干>
- ⑤エレベータ設置、塀の設置、増改築の具体化検討<網干>
- ⑥グループホームの建物設備の整備
- ⑦老朽化した器具備品類の整備<全事業所>

(6) 人事管理の充実

- ①求人对策の継続と定着率の向上
ハローワーク、民間求人広告を増やし通年募集を継続させ、職員定着率向上となるように努める。求人方法について見直し、検証を実施。
- ②人事給与制度の適正運用
キャリアパス制度を明確にさせ、適正な人事考課と人事管理
- ③個人情報保護対策の強化 個人情報の安全管理
- ④中堅職員の育成
外部研修への参加、内部研修の充実
- ⑤職員の目標管理制度
目標の設定と人事考課への反映
- ⑥職員の勤務労働条件の改善
職員の待遇改善、処遇改善手当等により、基本給、手当等で十分な給与改善を実施
有給休暇の取得率の向上。休日を増加させてワークライフバランスが継続できるように実施。育児介護休業改正法により義務化される事項の規程変更を行い、取得しやすい雇用環境整備に努める

(7) 財務管理

- ①会計処理の適正化
コンサルティングによる指導・相談を継続
- ②会計基準による会計処理
会計基準に基づき適正な処理を実施
- ③契約の透明性の確保
定款、経理規程の遵守
契約更新時における内容の見直し

(8) 苦情受付及び第三者委員の配置

- ①苦情解決における体制強化
- ②第三者委員 2名の配置

(9) 福祉サービス第三者評価の受審

- ①長期間にわたって未受審となっているので、受審できる体制作りに引き続き努める。併せて実情に沿った規程類の見直しの実施

(10) 事業経営の透明性推進

- ①事業経営状況のホームページ等による公表
- ②役員報酬規程の公表
- ③内部留保を明確にさせ、事業継続財産の算定と社会福祉充実残額の把握
- ④必要があれば福祉充実計画の作成、公表

(11) 非常時対策

- ①全事業所において災害等に備えて備蓄品の確保
- ②全事業所において防犯対策の強化を図る
- ③昨今の異常気象による施設設備等の強化（豪雨、台風、猛暑等の対策）
- ④新型コロナ感染症対策時の BCP（業務継続計画）を活用しながら、迅速な対応を実施。備品等も十分な確保を図る
- ⑤電子データのバックアップ機能の強化

(12) 感染症予防の徹底

新型コロナウイルス感染症については、施設にウイルスを持ち込まないために、毎日職員の健康管理の徹底を図る。また、利用者の健康管理も十分行い、嘱託医とも連携をとり、予防に関する指導を受けながら、感染症予防の徹底を継続して行う。

(13) 改正社会福祉法への対応

- ①評議員会を議決機関・牽制機関、理事会を意思決定機関とした運営の継続
監事の理事会への出席義務及び報告義務
- ②事業運営の透明性の向上
定款、役員報酬規程、計算書類、社会福祉充実計画の内容等必要に応じて公表
- ③財務規律の強化
内部留保の明確化
- ④地域との連携強化
地域活動へ参加・協力

近隣住民に無償で施設利用の提供（網干）

地域行事があれば状況を見極めながら参加をし、地域交流を図る

【令和4年度（2022年度）事業計画書】

ぬかちゃん福祉作業所、ぬかちゃん手柄作業所、ケアホームきらめ樹・かがや樹
＜生活介護・就労継続支援B型・共同生活援助＞

業務内容

●各事業の定員・現員

＜令和4年4月1日現在＞

*ぬかちゃん福祉作業所

(単位：人)

	定員	現員	男性	女性
生活介護	25	25	19	6
就労継続支援B型	17	16	10	6
計	42	41	29	12

*ぬかちゃん手柄作業所

(単位：人)

	定員	現員	男性	女性
生活介護	12	12	8	4
就労継続支援B型	12	12	8	4
計	24	24	16	8

*定員：令和4年4月より就労継続支援B型1名増員

*ケアホームきらめ樹・かがや樹

(単位：人)

	定員	現員	男性	女性
きらめ樹・かがや樹	20	20	12	8

●利用者年齢状況

ぬかちゃん福祉作業所（生活介護）

*平均年齢：男性 33.6歳

女性 34.1歳

（単位：人）

	18歳 ～19歳	20歳 ～29歳	30歳 ～39歳	40歳 ～49歳	50歳 ～59歳	60歳以上	計
男性	0	9	5	2	2	1	19
女性	0	3	1	1	1	0	6
計	0	12	6	3	3	1	25

ぬかちゃん福祉作業所（就労継続支援B型）

*平均年齢：男性 42.9歳

女性 43.0歳

（単位：人）

	18歳 ～19歳	20歳 ～29歳	30歳 ～39歳	40歳 ～49歳	50歳 ～59歳	60歳以上	計
男性	0	2	2	3	3	0	10
女性	0	1	2	0	3	0	6
計	0	3	4	3	6	0	16

ぬかちゃん手柄作業所 (生活介護)

*平均年齢 : 男性 25.0 歳

女性 24.7 歳

(単位 : 人)

	18 歳 ～19 歳	20 歳 ～29 歳	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳以上	計
男性	1	5	2	0	0	0	8
女性	0	3	1	0	0	0	4
計	1	8	3	0	0	0	12

ぬかちゃん手柄作業所 (就労継続支援 B 型)

* 平均年齢 : 男性 28.6 歳

女性 29.0 歳

(単位 : 人)

	18 歳 ～19 歳	20 歳 ～29 歳	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳以上	計
男性	1	5	1	0	1	0	8
女性	0	2	2	0	0	0	4
計	1	7	3	0	1	0	12

ケアホームきらめ樹・かがや樹 (共同生活援助)

*平均年齢 : 男性 46.0 歳

女性 48.6 歳

(単位 : 人)

	18 歳 ～19 歳	20 歳 ～29 歳	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳以上	計
男性	0	1	2	4	4	1	12
女性	0	0	2	1	5	0	8
計	0	1	4	5	9	1	20

●障害程度区分

(単位：人)

障害程度区分	生活介護		生活介護		共同生活援助	
	ぬかちゃん福祉作業所		ぬかちゃん手柄作業所		ケアホーム きらめ樹・かがや樹	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
6	1	0	0	1	0	0
5	5	5	3	2	5	4
4	11	1	5	1	3	1
3	2	0	0	0	4	2
2	0	0	0	0	0	1
1	0	0	0	0	0	0
計	19	6	8	4	12	8

●療育手帳

(単位：人)

区分	ぬかちゃん福祉作業所		ぬかちゃん手柄作業所		ケアホーム きらめ樹・かがや樹
	生活介護	就労継続 支援 B 型	生活介護	就労継続 支援 B 型	共同生活援助
A	24	13	12	9	17
B1	1	3	0	3	2
B2	0	0	0	0	1
計	25	16	12	12	20


●各事業の事業内容

事業内容	内 容	
生活介護事業	介護を必要としている方に、日中において、食事・排泄等の介護等を行うとともに、日中活動を提供します。	相談および援助、健康管理 心身の状況に応じた適切な介護・支援等 食事提供、排泄等の介護 創作的活動、生産活動の機会の提供
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった方等に必要な訓練、支援を行います。	生産活動その他の活動の機会の提供、 その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
共同生活援助	地域で生活する方に、主として夜間において、入浴、排泄、食事の支援を行い、相談・日常生活上の援助を行います。	相談および援助、 食事、個室の提供 入浴・排泄の支援、余暇活動の援助、 健康維持の支援

●基本的な1日の流れ

(ぬかちゃん福祉作業所) (ぬかちゃん手柄作業所)

(ケアホームきらめ樹・かがや樹)

時 間	日中活動 内容	グループホーム 内容
7:00~		起床 朝食、片付け、歯磨き、洗面、整容 着替え
8:30~	登所	日中活動事業所 開始
9:00~	朝礼、作業準備	
10:30~	休憩	
10:40~	作業	
12:00~	昼食・休憩	
13:00~	作業	
14:30~	休憩	
14:40~	作業	
15:30~	清掃	
15:50~	終礼	
16:00~	降所	
16:10~		帰宅 着替え、入浴
18:00~		夕食、片付け 歯磨き 余暇活動
22:00~		消灯

*基本的な1日の流れです。行事等により変更する場合があります。

個別支援計画に基づき、支援を提供しています。

●給食業務

日中活動事業所	グループホーム
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による給食調理 (食材発注、献立作成、調理、納入) ・食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況および嗜好を考慮し、食事提供を行う。 (行事等により変更する場合もある) ・利用者の年齢及び障害特性に応じた適切な栄養量の食事提供 ・給食以外で誕生日会等の行事を通じて、娯楽と共に飲食の楽しさを増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・献立作成、買い物、調理、配膳を支援員、世話人で行い食事提供を実施。嗜好調査を行い、栄養面も考慮しながら四季折々の季節感が感じられるような食事提供を行う。 コロナ禍の状況で外食する機会がなくなっているが、デリバリー等も活用しながら、四季を感じられるよう工夫をこなしていく。 状況を見ながら、外食機会も持つようにする。 ・希望、必要に応じて減量食、刻み食等の食事提供、高齢化に伴って栄養面、カロリー等にも充分配慮しながら安全に飲食ができるように努める。

●健康管理業務（医療体制、健康管理）

日中活動事業所	グループホーム
<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医による毎月1回の健康相談 * 網干 朝山内科医院 * 手柄 空地内科医院 ・看護師により原則毎月1回の各事業所の来訪により健康相談を実施 利用者の健康状態の把握等を実施 (身長、体重、血圧チェック) ・健康診断 原則年1回実施(嘱託医) ・感染症予防対策(インフルエンザ予防接種) * 食事摂取量のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時薬、臨時薬の保管、服薬管理 ・緊急時に、近隣の医療機関を利用し対応 ・歯科医の定期訪問による検診

●施設行事、面談等

- ・施設行事 (別紙)
- ・面談

月	面談等
4月	個別支援面談
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	モニタリング (全事業所) 個別支援面談
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	モニタリング (全事業所) 個別支援面談

*相談、面談については、必要に応じて随時実施

●施設設備管理業務

施設設備の保守点検委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン管理 (保守点検) (全事業所) ・コピー機管理 (保守点検) (網干、手柄) ・自動ドア装置 (保守点検) (網干、手柄) ・食器洗浄機 (保守点検) (網干) ・消毒機器 (保守点検) (網干) ・フォークリフト (保守点検) 月例定期点検 (網干) ・電動シャッター (保守点検) (手柄)
施設設備の管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・棟内清掃 全事業所 ・害虫駆除 全事業所 (毎月実施) ・廃棄物処 全事業所 ・消毒薬を使用して感染症予防対策 全事業所

●防災訓練

消防計画に基づき、消防訓練の実施

(全事業所)

訓練項目	実施月
避難訓練（夜間含む）・水害防災訓練	10月、3月 (全事業所)

●防犯訓練

防犯対策マニュアルに基づき、防犯訓練の実施

(全事業所)

訓練項目	実施月
防犯訓練（不審者対応）	4月 (全事業所)

●ボランティアの受入

(日中活動事業所)

<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの積極的な受入体制をつくる。(施設行事等) ・コロナ感染状況を見ながら、専門学校、大学を通じて募集を行う。

●諸会議の開催

(全事業所)

会議名	主宰者	開催月
朝礼、昼礼	施設長	毎日実施
職員会議	施設長	毎月1回開催
給食会議	施設長	年2回開催
ケース会議	サービス管理責任者	年1回開催
感染症対策委員会	統括施設長、施設長 サービス管理責任者、担当者	年2回(必要に応じて随時)
感染症対策会議	全職員	年2回(必要に応じて随時)
虐待防止委員会	統括施設長、施設長 サービス管理責任者、担当者	年に2回(必要に応じて随時)
虐待防止会議	全職員	年2回(必要に応じて随時)
身体拘束等適正委員会	統括施設長、施設長 サービス管理責任者、担当者	年に2回(必要に応じて随時)
身体拘束等適正会議	全職員	年2回(必要に応じて随時)

ハラスメント防止委員会	統括施設長、施設長 サービス管理責任者、担当者	年1回(必要に応じて 随時)
ハラスメント防止会議	全職員	年1回(必要に応じて 随時)
防災会議	防火管理者	年2回開催
防犯会議	施設長	年1回開催